

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、生活が豊かになり、個人のライフスタイル*が多様化することで、食生活も大きく変化してきました。さまざまな生活環境のもとで健康で豊かな人生を送るためには、普段の生活における正しい食習慣を身に付けることはもちろん、安全・安心の食の選択、食物の生産の理解、家庭・地域の食文化や伝統の継承など、多岐にわたって学びを深め、取り組んでいく必要があります。

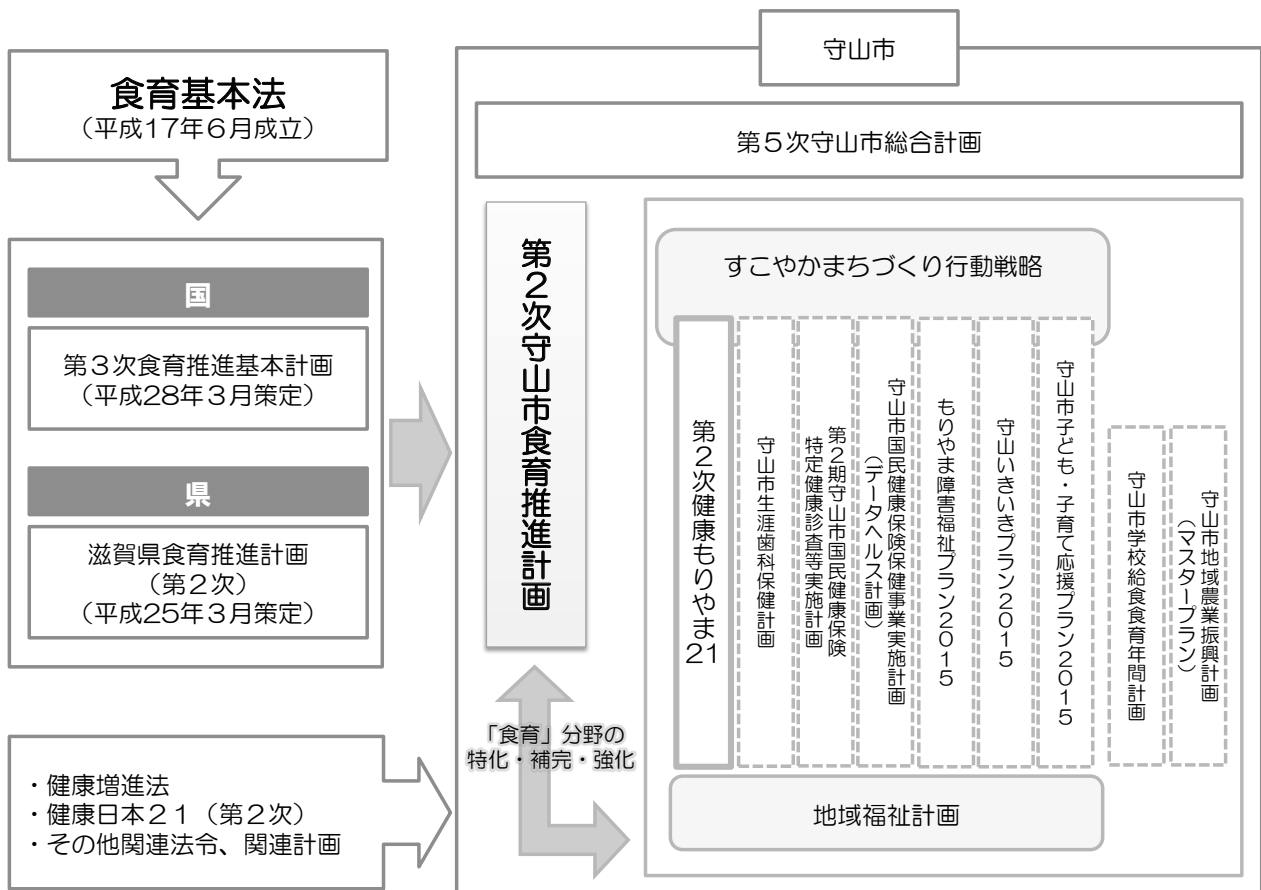
こうした中、国では、平成 17 年の食育基本法*の制定に伴い平成 18 年 3 月に「食育推進基本計画」を策定し、平成 23 年 3 月に第 2 次計画を、平成 28 年 3 月には第 3 次計画が策定されました。県では平成 19 年 6 月に「滋賀県食育推進計画」を策定し、平成 25 年 3 月に第 2 次計画が策定されました。

本市では、平成 23 年 3 月に市の食育推進計画である「守山市食育推進計画」を策定し、「“わ”でつながる笑顔いっぱい守山の食育」を基本理念として、食育*を推進してきましたが、今後、食育をより一層推進し、子どもから高齢者まで生涯を通じてすべての市民がいきいきと生活できるような健全な食生活を実践できることを目指し、「第 2 次守山市食育推進計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条 1 項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置づけられます。また、国の「第 3 次食育推進基本計画」（平成 28 年 3 月 18 日公表）および滋賀県の「滋賀県食育推進計画（第 2 次）」（平成 25 年 3 月改定）との整合を図り策定しました。

さらに、本計画は第 5 次守山市総合計画を実現するための個別分野の計画として位置づけるとともに、「第 2 次健康もりやま 21（平成 25～34 年度）」の「食」の分野について特化した計画とします。また、関係する諸計画と整合を図りながら、相互に補完・強化しつつ、食育を推進します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から 34 年度までの7か年です。終期は、「第2次健康もりやま21」に合わせました。

また、国の制度や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、専門的観点や全市的観点から計画案を検討するため、公募による市民代表や、学識経験者、関係機関・団体などの食育・健康づくりに関連した分野の委員で構成される「守山市健康づくり推進協議会」、関連計画・施策などとの調整を図りながら計画案を検討するため、市役所内の関係する部署で構成する「守山市健康づくり推進庁内会議」にて策定作業を行いました。

また、食育の現状や課題を把握するため、平成 26 年度には 15 歳以上の市民 1,000 人を対象に、市民アンケート調査を実施しました。

平成 27 年度には、関係機関・団体に対するシート調査を実施するとともに、計画素案に対する市民意見の募集を行いました。